

○飯山市要保護・準要保護児童等就学援助費支給要綱（平成28年3月29日教育委員会告示第7号）

○飯山市要保護・準要保護児童等就学援助費支給要綱

平成28年3月29日教育委員会告示第7号

飯山市要保護・準要保護児童等就学援助費支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定により、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒（以下「児童等」という。）の保護者に対し、要保護・準要保護児童等就学援助費（以下「就学援助費」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（支給対象経費等）

第2条 就学援助費の支給の対象となる経費及び支給額は、別表のとおりとする。

（支給対象者）

第3条 就学援助費の支給の対象となる者は、市内に住所を有する学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1） 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、体育実技用具費及び学校給食費の支給については同法第13条の規定による教育扶助、新入学児童等学用品費等の支給については同法第12条の規定による生活扶助が行われている者を除く。）

（2） 準要保護者

ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で、前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けたもの

（ア） 生活保護法の規定に基づく保護の停止又は廃止

（イ） 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項による市民税の非課税

（ウ） 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給

イ 教育委員会が特に援助を必要と認める状態にある者

（申請等）

第4条 就学援助費の支給を受けようとする者は、申請書を児童等が在学する学校の校長（以下「学校長」という。）を経由して教育委員会に提出しなければならない。

2 学校長は、保護者から前項の申請書（以下「申請書」という。）が提出されたときは、その内容を審査し、就学援助費の支給の必要の有無について意見を付し、これを教育委員会に提出しな

なければならない。この場合において、学校長は、必要に応じ民生委員の助言を求めることができる。

(支給認定等)

第5条 教育委員会は、申請書が提出されたときは、その内容を審査し、就学援助費を支給する旨の決定（以下「認定」という。）又は支給しない旨の決定をするものとする。

2 教育委員会は、内容の審査に当たって疑義が生じたときは、必要に応じ福祉事務所の長又は民生委員の助言を求めることができる。

3 教育委員会は、第1項の規定により認定し、又は就学援助費を支給しない旨の決定をしたときは、学校長を經由して申請書を提出した者に通知するものとする。この場合において、教育委員会は、必要に応じ民生委員に通知することができる。

(認定の取消し等)

第6条 教育委員会は、年度の中途において、保護者の辞退、児童等の転学又は死亡等、世帯の経済状況の好転等により就学援助費の支給を必要としなくなったときは、認定を取り消すものとする。

(支給期間)

第7条 就学援助費を支給する期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 年度の中途において認定を受けた者に対する就学援助費は、当該認定に係る申請書を受領した日の属する月から支給する。

3 年度の中途において認定を取り消された者に対する就学援助費は、当該認定の取消しを受けた日の属する月までの支給とする。

(支給時期)

第8条 就学援助費は、7月、12月及び翌年の3月に支給するものとする。ただし、医療費については、医療機関からの請求の都度支給するものとする。

(報告)

第9条 児童等が、年度の中途において転学又は死亡等により就学援助費の支給を必要としなくなったときは、学校長は、速やかに教育委員会へ報告するものとする。

(権限の委任)

第10条 学校長は、保護者からの委任に基づき、就学援助費を代理して受領することができるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(別表) (第2条関係)

区分	支給対象経費	支給額
学用品費	児童等の所持に係る物品で各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験及び実習教材を含む。）の購入費	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱
通学用品費	児童等（第1学年の者を除く。）が通常必要とする通学用品の購入費	（昭和62年5月1日付文部大臣裁定）に基づき定
新入学児童等学用品費等	小学校又は中学校に入学する児童等（年度当初に認定されている者に限る。）が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	められる児童等1人当たりの単価の範囲内において別に定める額
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	児童等が学校行事としての宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料	
校外活動費（宿泊を伴うもの）	児童等が学校行事としての宿泊を伴う校外活動（修学旅行を除く。）に参加するために直接必要な交通費及び見学料。ただし、1学年について1回に限る。	
修学旅行費	児童等が小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	
体育実技用具費	児童等がスキー授業を受けるに当たり、当該授業を受ける児童等全員が個々に用意することとされているスキー板、スキー靴、ストック及び金具の購入費	
学校給食費	学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項	

	に規定する学校給食費	
通級費	在学する学校から飯山市他校通級実施要綱（平成6年飯山市教育委員会告示第5号）の規定に基づく通級による指導を実施する学校までの通学に要する交通費	
医療費	学校安全保健法（昭和33年法律第56号）第24条の規定による疾病の治療に要する費用（社会保険等に加入している場合は被扶養者として社会保険等の給付を受けられる額を控除した額とし、社会保険等に加入していない場合はそれらに加入していると想定し、被扶養者としてそれらの給付を受けられる額を控除した額）	実費。ただし、医療機関からの請求に基づき当該医療機関へ直接支払う。